

大阪市福祉局障がい者支援計画等策定業務担当職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、会計年度任用職員の採用等に関する要綱に基づき任用される、大阪市福祉局障がい者支援計画等策定業務担当職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(採用選考)

第2条 会計年度任用職員の採用選考は、障がい者支援に関する豊富な知識を有する者又は各種福祉業務に関する豊富な業務経験を有する者で、かつ、一般的な電話対応及びパソコン（Word、Excelなど）操作が可能な者のうちから、次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記（論文）試験
- (2) 口述（面接）試験

2 その他採用選考に必要な事項は、採用試験要領で別に定める。

(再度の任用)

第3条 会計年度任用職員の採用等に関する要綱第3条第3項に定める再度の任用を行う場合には、業務の縮小又は廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 計画ワーキングの開催及び運営に関する業務
- (2) 大阪市内部の関係機関との調整及び会議に関する業務
- (3) パブリックコメントの進捗管理及び結果集約に関する業務
- (4) パブリックコメントに付随する業務全般（物品調達、情報提供及び配布作業等）
- (5) その他計画策定に関する業務全般

(勤務地)

第5条 会計年度任用職員は、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課に勤務するものとする。

(勤務時間等)

第6条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、週4日とする。
- (2) 勤務時間は、午前9時から午後5時15分までとする。
- (3) 休憩時間は、午後0時15分から午後1時までの45分間とする。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。